

## 一般競争（指名競争）入札参加資格変更届の添付書類一覧表

※変更届、委任状、使用印鑑届及び資本・人的関係届出書は、長崎市の指定様式を使用してください。  
 提出方法：郵送、持参又は入札参加資格申請システム（提出書類もデータでシステムから提出することができます。）

変更する項目	変更届	委任状 (原本) ※1	使用印鑑届 (原本) ※1	履歴事項 全部証明書 (写し可)	備考
資本・人的関係					
資本・人的関係	-	-	-	-	資本・人的関係届出書(原本)を提出
本社					
・商号又は名称	○	△	○	○ (※2)	△は受任者がいる場合のみ添付
・代表者役職名	○				
・代表者氏名	○	△	-	○	△は受任者がいる場合のみ添付
・住所又は所在地	○	-	-	○	(※3参照)
・使用印鑑	○	-	○	-	
・電話又はFAX番号	○	-	-	-	
受任者					
・営業所の名称	○	○	○	-	
・受任者役職名	○		△		△は変更がある場合にのみ提出
・受任者氏名	○	○	-	-	
・住所又は所在地	○	-	-	-	(※3参照)
・使用印鑑	○	-	○	-	
・電話又はFAX番号	○	-	-	-	
受任者新設	○	○	○	-	(※3参照)
受任者廃止	○	-	○	-	
市内営業所（本社・受任者以外）					
・営業所の名称、所在地、 電話又はFAX番号	○	-	-	-	
市内営業所新設	○	-	-	-	(※4参照)
市内営業所廃止	○	-	-	-	
【建設工事】建設業の許可（登録工種に限る。）					
・許可更新	-	-	-	-	建設業許可通知書又は許可証明書の写しのみ提出
・許可区分（特定⇔一般）	-	-	-	-	
・許可換え（大臣許可⇔都道府県知事許可等）	○	-	-	-	建設業許可通知書又は許可証明書の写しを添付

・許可の廃止	○	—	—	—	廃業届の写しを添付（※5参照）
<b>【建設工事に係る測量、建設コンサルタント業務等】</b>					
測量法、建築士法若しくは不動産の鑑定評価に関する法律に基づく登録（登録業種に限る。）					
・登録の更新	—	—	—	—	登録証明書の写しのみ提出
・登録の廃止	○	—	—	—	（※5参照）
<b>【取下げ】</b>					
登録工種（業種）の取下げ	○	—	—	—	

※1 原本の提出が必要な書類については、システムからの電子申請に原本のスキャンデータ（PDF）を添付することで変更届を受け付け、変更内容を反映しますが、速やかに原本を郵送又は持参により提出してください。

※2 個人事業者の場合は、建設工事の登録においては、建設業許可庁に提出した変更届の写し（許可庁の受付印のあるもの）を添付してください。

※3 建設業許可庁に提出した変更届の写し（許可庁の受付印のあるもの。建設業法上の営業所の住所又は所在地の変更を伴う場合）を添付してください。

また、変更後の本社又は受任者の住所又は所在地が長崎市内である場合は、次の書類を添付してください。

- ・住所又は所在地のわかる地図
- ・事務所の写真（看板、標識、事務所内外の状況の写真2～3枚）
- ・長崎市税の完納証明書 又は 法人開設申告書（市民税課の受付印のあるもの）の写し（新たに長崎市内に営業所を設ける場合のみ）
- ・建設業の許可申請の際に提出した「専任技術者証明書又は専任技術者一覧表」の写し（建設工事の登録において、本社又は受任者の所在地を長崎市外から長崎市内に変更又は受任者を長崎市内に新設する場合）
- ・測量については、本市に登録する事業所が測量法の営業所の届出をしていることを確認できる「測量士名簿記載事項証明書」の写し（本社又は受任者の所在地を長崎市内間及び長崎市外から長崎市内に変更又は受任者を長崎市内に新設する場合）

※4 新たに長崎市内に営業所を設けた場合は、長崎市税の完納証明書 又は 法人開設申告書（市民税課の受付印のあるもの）の写しを添付してください。

※5 許可（登録）の廃止をした場合は、変更届により登録工種（業種）の一部取下げを行ってください。ただし、すべての登録工種（業種）における許可（登録）の廃止の場合は、入札参加資格登録辞退届を提出してください。

○ 法人の合併、分割、営業譲渡等に伴う手続きについては、契約検査課総務係へお問い合わせください。

○ 代表者等の変更に係る登記が完了していない場合は、議事録等で受理できる場合がありますので、契約検査課総務係へお問い合わせください。ただし、登記完了後、履歴事項全部証明書を必ず提出してください。（写し可）

**【お問い合わせ先】**

長崎市理財部契約検査課総務係

電話：095-829-1160（直通）

受付時間：8:45～17:30（12:00～13:00を除く）